

議案第54号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

資料1（50）-1 指定管理者損失補償金について（市立宝塚園芸振興センター）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市立宝塚園芸振興センター（あいあいパーク）のカルチャー教室を市の要請により休止した。そのため同センター指定管理者は事前に受納していた受講料を按分して受講生に返還する必要があるため、指定管理者が被った損失及び返還等に要する費用を補償しようとするものです。

1 損失を補償しようとする者

宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社（市立宝塚園芸振興センター指定管理者）

2 休止要請期間

令和2年（2020年）3月16日から4月14日の間

※ 4月15日以降は緊急事態宣言に基づく県からの要請による休止

3 損失補償額について

市の要請に基づき、カルチャー教室を休止したことにより生じた受講料の返還金とこれら返還等に要する費用の合算額から、休止により支出を要しなくなった講師料等を差し引いた額を損失補償額といたします。

|                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 受講料返還金               | 883,345 円         |
| (2) 返還等に要する費用            | 394,883 円         |
| (通信運搬費、振込手数料、返還事務超過勤務費用) |                   |
| (3) <u>講師料等</u>          | <u>▲432,338 円</u> |
| 計                        | 845,890 円         |

4 補正予算額

846千円

※ 本予算は上記「2 休止要請期間」のうち3月16日から3月31日まで分

※ 4月1日以降分についても、同様に事前に受納しており、返還の必要が生じる見込みであり、指定管理者との協議を踏まえて算出予定